

# ○さぬき市地域助け合い活動等支援事業実施要綱

令和3年3月29日

告示第44号

## (目的)

第1条 この要綱は、日常生活において支援を必要とする者がその住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる環境づくりを進めることを目的として、住民主体の助け合い活動等を実施する団体に対し支援金を支給する地域助け合い活動等支援事業（以下「支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「地域助け合い活動等」とは、おおむね65歳以上の者（以下「高齢者」という。）を対象とする次に掲げるサービスを行う活動をいう。

(1) 生活支援サービス 次に掲げる日常的に必要な生活支援（身体介護を除く。）を提供する活動。ただし、要介護又は要支援の認定を受けた者等日常生活において支援を必要とする者を対象とするものに限る。

### ア 家事支援サービス

- (ア) 部屋の掃除、整理整頓等の支援
- (イ) ごみ出し及びごみの分別作業
- (ウ) 洗濯及び洗濯干しの一連の作業
- (エ) 食事の準備及び後片づけ
- (オ) 電球の交換、庭の手入れ等の日常生活に必要な屋内外の軽作業
- (カ) 生活必需品の買物の代行
- (キ) その他市長が認める家事支援に係る活動

### イ 移動支援サービス

- (ア) 買物、通院等の付添い支援
- (イ) その他市長が認める移動支援に係る活動

(2) 通いの場サービス 地域の身近な場所において主に介護予防及び高齢者同士の交流の場を提供する活動で、次のアからオまでに掲げる要件の全てを満たすもの

ア 原則月1回以上、1回当たり2時間程度の活動を実施すること。

イ おおむね10人以上の高齢者が毎回の活動に参加すること。

ウ 介護予防、レクリエーション等、体を動かして行う介護予防メニューを毎回の活動に取り入れること。

エ 認知症、寝たきり及び孤独になること等を防ぐための高齢者同士の交流を促す内容を含むこと。

オ その他市長が必要と認める要件

(対象団体等)

第3条 地域助け合い活動等支援金（支援事業により市から交付する支援金をいう。以下「活動支援金」という。）の支給の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、地域助け合い活動等を行う団体で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 活動の拠点が本市にあること。
- (2) 地域住民が活動の主体であること。
- (3) 社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会が実施するふれあいサロン事業による助成金の交付を受けていないこと（通いの場サービスを実施する団体に限る）。
- (4) 地域助け合い活動等に対して、市から委託料、補助金（間接補助金を含む。）その他の支払を受けていないこと。
- (5) 営利活動を主たる活動目的とする団体でないこと。
- (6) 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動をしていないこと。

（活動支援金の額等）

第4条 活動支援金の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活支援サービス 当該サービスの実施1回当たり、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額。ただし、一の対象団体につき1会計年度当たり10万円を上限とし、かつ、同一の利用者に係る活動支援金の額は、1月当たり1,000円を上限とする。

ア 家事支援サービス 200円（ただし、実施時間が30分未満の場合は100円）

イ 移動支援サービス 400円（ただし、実施時間が1時間未満の場合は200円）

- (2) 通いの場サービス 一の対象団体につき1会計年度当たり、次のアからウまでに掲げる当該サービスの当該年度における実施回数の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 12回から17回まで 20,000円

イ 18回から23回まで 30,000円

ウ 24回以上 40,000円

（支給申請）

第5条 活動支援金の支給を受けようとする対象団体（以下「申請団体」という。）は、当該年度において地域助け合い活動等に着手する前に地域助け合い活動等支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 団体の規約、構成員の名簿その他団体の概要が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、申請団体は、当該年度における地域助け合い活動等に着手した後に同項の規定による申請をすることができる。この場合において、前条の規定による活動支援金の額の算定対象は、次条の規定による支給決定を受けた後に行った生活支援サービス又は通いの場サービスとする。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して、活動支援金の支給の可否を決定し、その旨を地域助け合い活動等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による支給決定に当たり条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 前条第1項の規定により活動支援金の支給決定を受けた申請団体は、当該年度の3月31日までに、地域助け合い活動等実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第5号）

(2) 写真その他の事業の実施状況が分かる資料

(3) その他市長が必要と認める書類

(活動支援金の支給額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査して、支給する活動支援金の額を確定し、その旨を地域助け合い活動等支援金支給確定通知書（様式第6号）により申請団体に通知するものとする。

- 2 前項の規定により活動支援金の支給額の確定通知を受けた申請団体は、市長が定める日までに地域助け合い活動等支援金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により活動支援金の請求があったときは、申請団体が指定する金融機関口座に振り込む方法により、活動支援金を支給するものとする。

- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条第1項に規定する支給決定の通知をした後において、活動支援金の全部又は一部を概算により支給することができる。この場合において、支給決定の通知を受けた申請団体は、活動支援金の支給を受けようとするときは、地域助け合い活動等支援金概算請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 5 前項の規定による活動支援金の概算支給を受けた申請団体は、前条に規定する実績報告後、速やかに活動支援金の精算をしなければならない。

(帳簿等)

第9条 活動支援金の支給を受けた申請団体は、事業に係る帳簿等を整備し、事業

完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。  
この場合において、市長が必要であると認めたときは、申請団体は、当該帳簿等を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

(活動支援金の返還)

第10条 市長は、申請団体が偽りその他不正の手段により活動支援金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該支給決定を取り消し、既に活動支援金が支給されているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第37号）

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。

附 則（令和8年告示第58号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。